

# 那珂川町

豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり

## 新町建設計画



平成17年3月  
馬頭町・小川町合併協議会

# 目 次

<b>I 序 論</b>	
1. 計画の策定方針	1
2. 合併の必要性	1
3. 合併の効果	2
<b>II 馬頭町と小川町の概要</b>	
1. 位置と地勢	3
2. 気 候	3
3. 歴 史	3
4. 面 積	3
5. 人 口	3
6. 土 地 利 用	4
7. 交 通 基 盤	6
8. 産 業	6
9. 地 域 資 源	7
10. 馬頭町と小川町のまちづくり	7
<b>III 主要指標の見通し</b>	
1. 人 口	9
2. 世 帯 数	9
3. 就 業 構 造	10
<b>IV 新たなまちづくりの基本方針</b>	
1. 新町の将来像とテーマ	11
2. 基 本 理 念	12
3. まちづくりの基本目標	12
4. 新町のすがた(「ゾーン」「エリア」「軸線」)	15
<b>V 新町の主要施策</b>	
1. 改革への道	18
2. 安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり	19
3. 笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり	23
4. 人を育て未来を拓くまちづくり	25
5. 人がにぎわい活力あるまちづくり	27
6. 豊かな自然と共生するまちづくり	29
<b>VI 栃木県事業の推進</b>	
1. 栃木県の役割	30
2. 新町における栃木県の主要事業	30
<b>VII 公共施設の適正配置と整備</b>	31
<b>VIII 財政の見通し</b>	
1. 歳 入	32
2. 歳 出	33

# I 序 論

## 1. 計画の策定方針

### (1) 計画の策定趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第5条の規定に基づき、馬頭町、小川町の2町合併による新たなまちづくりの基本方向を示すものとして策定しました。

### (2) 計画の役割

本計画は、まちづくりの基本方向を示すものであり、新町のマスタープランとしての役割を有します。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、2町の振興計画との整合性を図ることを基本としつつ、2町の速やかな一体性の確立及び均衡ある発展に資する施策を盛り込むものとします。

なお、具体的にまちづくりの方針や施策を定めることになる振興計画は、本計画の趣旨や内容を極力反映させることとし、新町に策定を委ねます。

### (4) 計画の構成

本計画は、合併後のまちづくりを考えるにあたり考慮すべきこと、合併にあたっての主要課題、新町におけるまちづくりの基本方針、主要施策、公共施設の適正配置と整備及び財政の見通しを中心として構成します。

### (5) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10ヶ年間とします。

## 2. 合併の必要性

### (1) 行財政基盤の強化

地域住民の行政ニーズは複雑化かつ多様化していますが、馬頭町と小川町の財政基盤は脆弱なうえ、地方交付税や国庫補助金等の見直し、さらには地方経済の悪化により歳入が減少しており、財政の硬直化が深刻となっています。そこで、行政の効率化を図り、行財政基盤を強化する必要があります。

### (2) 地方分権への対応

地方分権一括法の施行により、国と地方は対等の立場となり、地域住民にとって一番身近である市町村の自立が求められています。自立とは「協働型社会や住民自治の確立による地域の選択と責任に基づく自立したまちづくり」の実現にあり、自らの責任で自らが判断し実行できる体制でなければなりません。そのためには、合併により自治体の規模を大きくし、複雑化かつ多様化している行政ニーズに専門的に応えられる体制にする必要があります。

### 3. 合併の効果

合併は、町単独よりも「行政効率化と財政基盤の強化が同時に図れる」有効な手段であり、次のような効果が期待できると言われています。

- ◇ 行政組織の改編などにより、効率的で合理的な行政運営が可能となる。
- ◇ 財政規模が拡大し、弾力的な財政運営が図られ、効果的なまちづくりが可能となる。
- ◇ 議員数や職員数の削減により、行政コストの軽減が可能となる。
- ◇ 広域的な視点に立った事業展開が可能となる。
- ◇ 公共施設などの重複整備が避けられ、重要な事業への投資が可能となる。
- ◇ 職員全体の専門性を高め、行政ニーズの高い部署への職員の適正配置が可能となる。



上空から見た那珂川町



## II 馬頭町と小川町の概要

### 1. 位置と地勢

本地域の位置は、栃木県の東北東、南那須地区広域行政圏域の北側にあり、北部は大田原市、湯津上村、黒羽町、東部は県境、南部は烏山町、南那須町、西部は喜連川町に接しています。

地勢的には、「日本の原風景」ともいふべき素晴らしい自然環境を有する八溝山系に属し、雄大な清流那珂川が馬頭町と小川町の町境を南流しています。

那珂川の左岸にあたる馬頭町は、那珂川に沿って平坦な沃野がひらけ、町を清流武茂川が貫流し、その下流域に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在しています。那珂川の右岸にあたる小川町は、那珂川に沿って平坦な沃野がひらけ、河岸段丘上に市街地が形成され、丘陵地に集落が点在しています。

### 2. 気 候

本地域は、太平洋岸式気候に属しており、また典型的な内陸型気候です。年間平均気温は13度前後、年間降水量は約1,300mmで、寒暖の差は大きいものの、全体的には温暖で生活しやすい地域です。

### 3. 歴 史

本地域は、古墳時代において、関東地方で最も古い古墳が造られるなど特色ある文化が育まれ、奈良、平安時代には、現小川町に那須郡役所（那須官衙）が置かれるなど、古代那須地方において政治、文化の中心地となっていました。中世以降は、武茂庄を除く那須郡ほぼ全域が那須氏に支配され、那須氏の分裂に伴い下那須氏が現在の南那須地域を支配しました。戦国時代には、現馬頭町は常陸佐竹氏領となり、江戸時代に入ると、現馬頭町は水戸徳川領として治められ、現小川町は烏山藩領となったり江戸旗本領になったりした歴史があります。

明治時代に入ると、宇都宮県、その後栃木県に編入され、多くの村に分かれていましたが、昭和の大合併により現在の町の姿に移行しました。

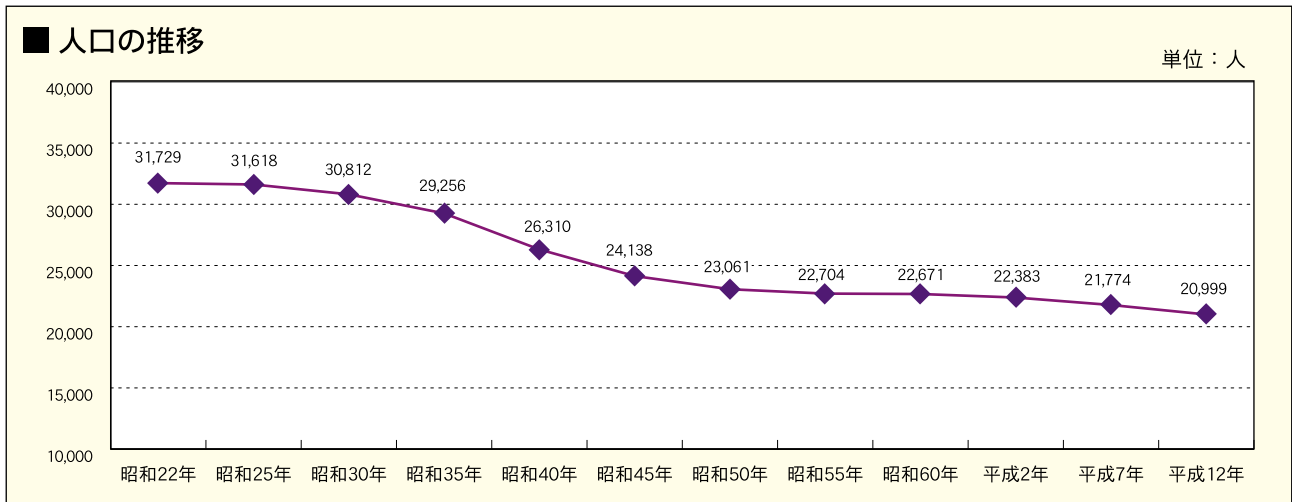
### 4. 面 積

192.84 km<sup>2</sup>

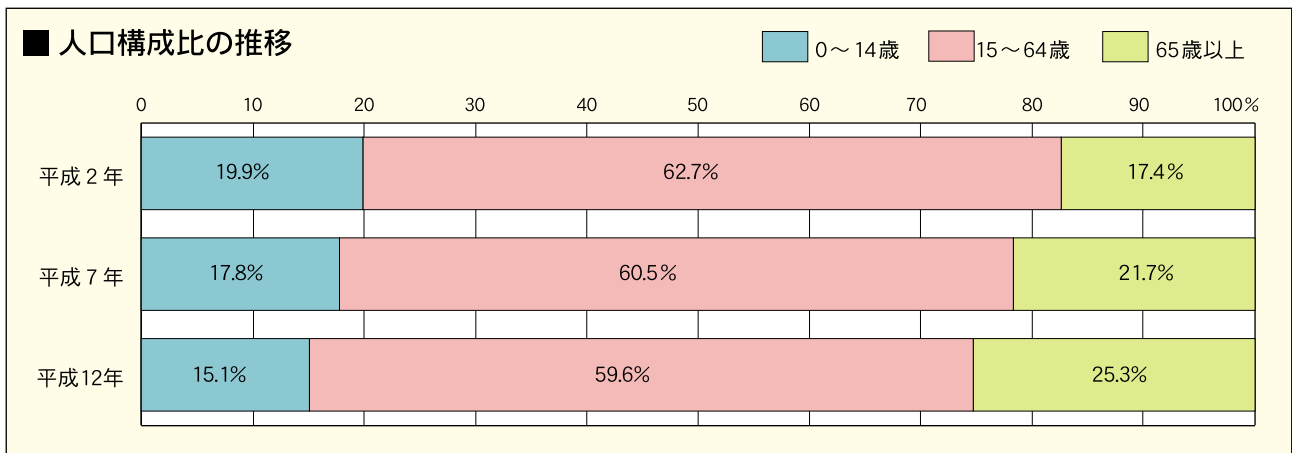
※「全国都道府県市町村別面積調」（平成12年10月1日）

### 5. 人 口

本地域の人口は20,999人（平成12年国勢調査）で、平成2年と比較すると6.1%減少しており、年々、人口が減少していることが分かります。また、年齢区分による人口構成比は、15歳未満が15.1%、15歳から64歳までが59.6%、65歳以上が25.3%となっており、平成2年からの推移で分かるとおり、少子高齢化が進んでいます。



\* 国勢調査

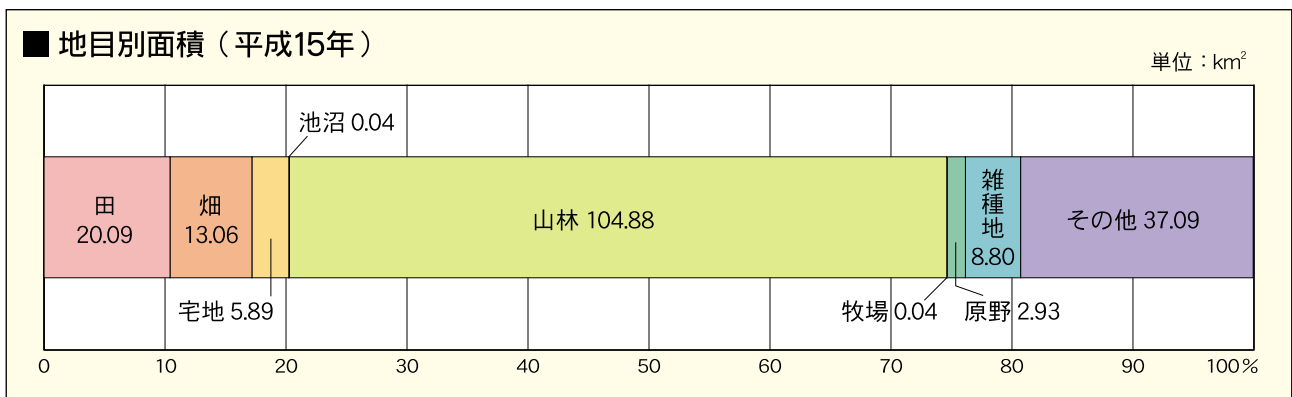


\* 国勢調査

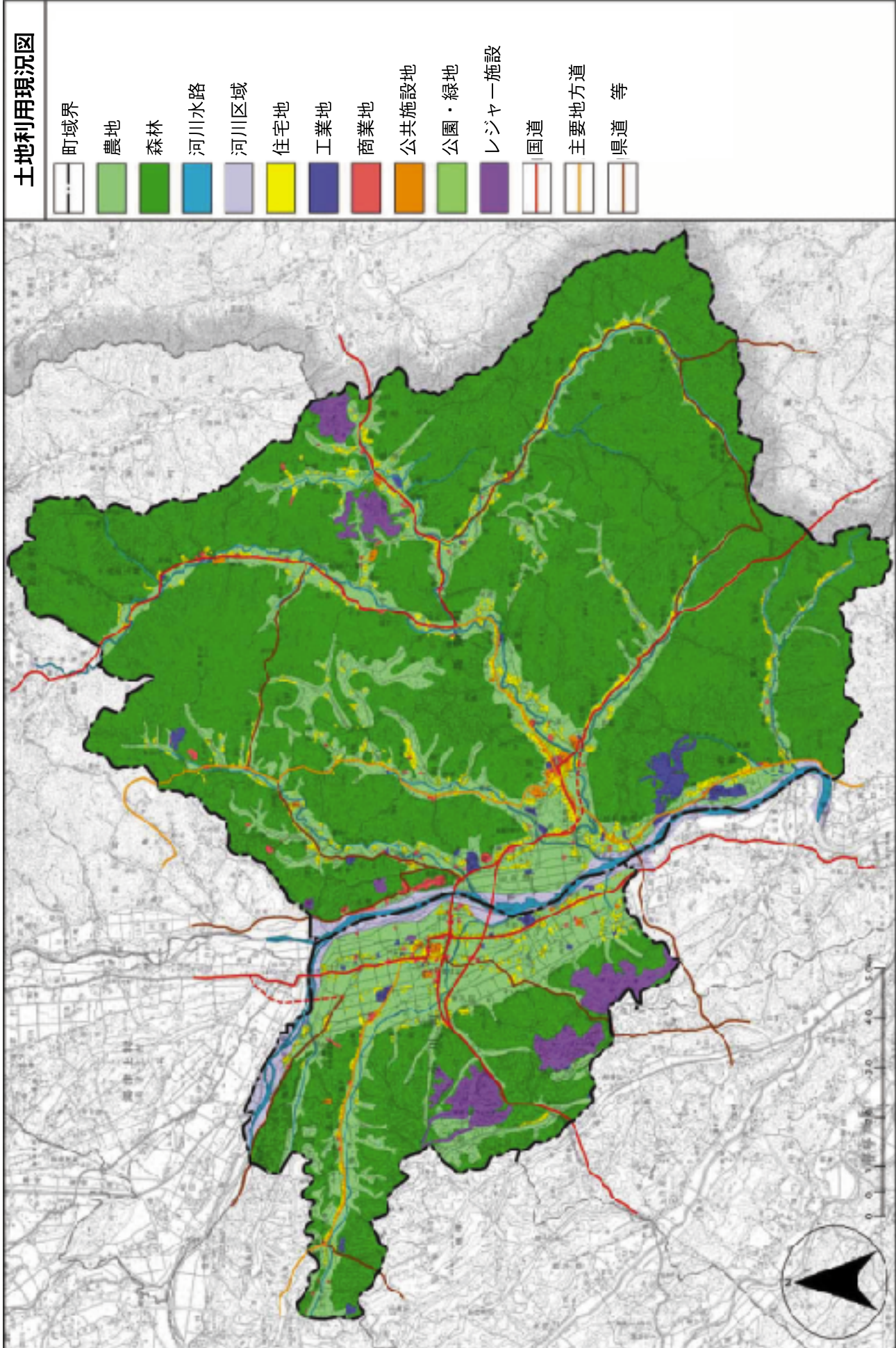
## 6. 土地利用

本地域の面積は 192.84km<sup>2</sup>ですが、主な地目ごとにみると山林104.88km<sup>2</sup>、農地33.15km<sup>2</sup>、宅地5.89 km<sup>2</sup>等となっています。

なお、田畑は概ね農用地区域、森林は国有林・保安林・民有林に区分されるほか、馬頭町と小川町の市街地周辺の森林約2,300haが八溝県立自然公園に、馬頭町の鷲子山約25haが自然環境保全地域に指定されています。また、都市計画においては、馬頭町の市街地周辺地域一帯3,880haが非線引き都市計画区域に、市街地140haが用途地域に指定されています。(小川町は都市計画区域未指定)



\* 県市町村課調



## 7. 交通基盤

本地域の国道においては、馬頭町と小川町の市街地を横断する国道293号、小川町を縦断する国道294号、馬頭町の東部を走る国道461号があり、一部区間でバイパス整備などが進められていますが、広域的な道路としては、歩道もなく狭幅員、急勾配、急カーブの区間が多くみられます。

県道においては、県道矢板馬頭線、県道那須黒羽茂木線等がありますが、部分的な整備はされているものの、全体的に未整備区間が多い状況です。

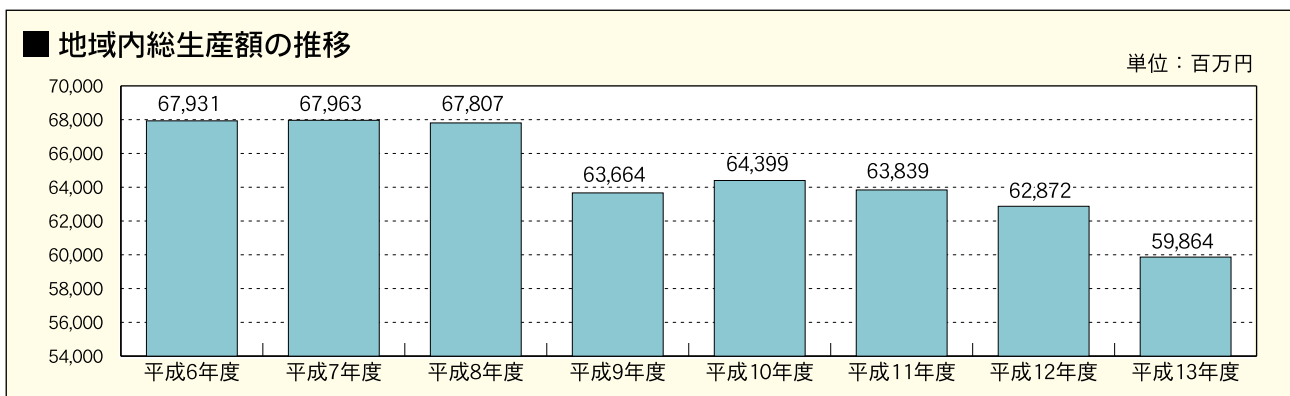
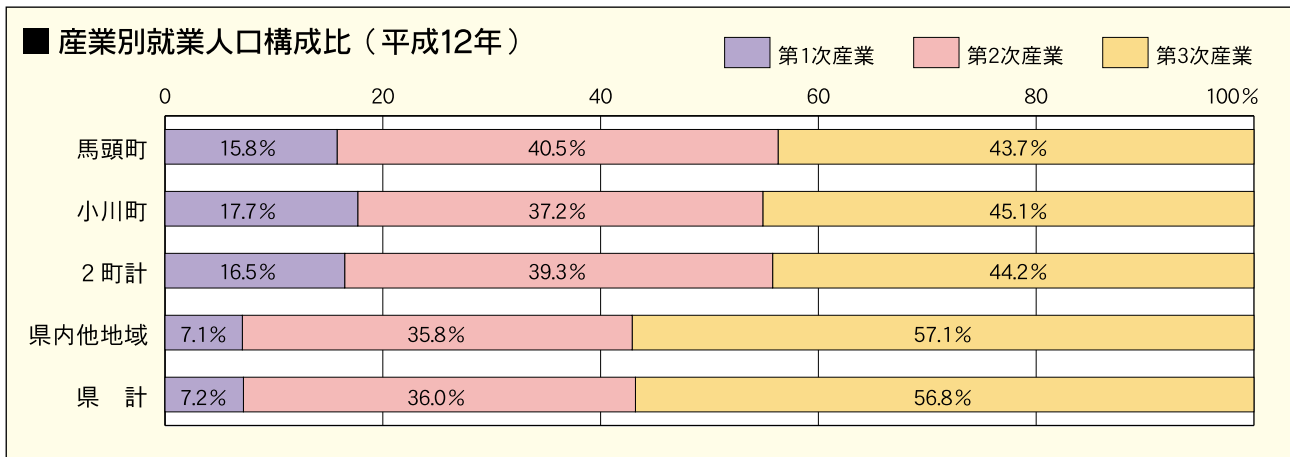
その他の主要な道路としては、県道那須黒羽茂木線と接続している広域農道八溝グリーンラインがあります。

また、公共交通機関は、主要地域を結ぶ民営バスと各町内を巡る町営のバスが運行されていますが、いずれも路線数、運行回数が少ない状況にあります。

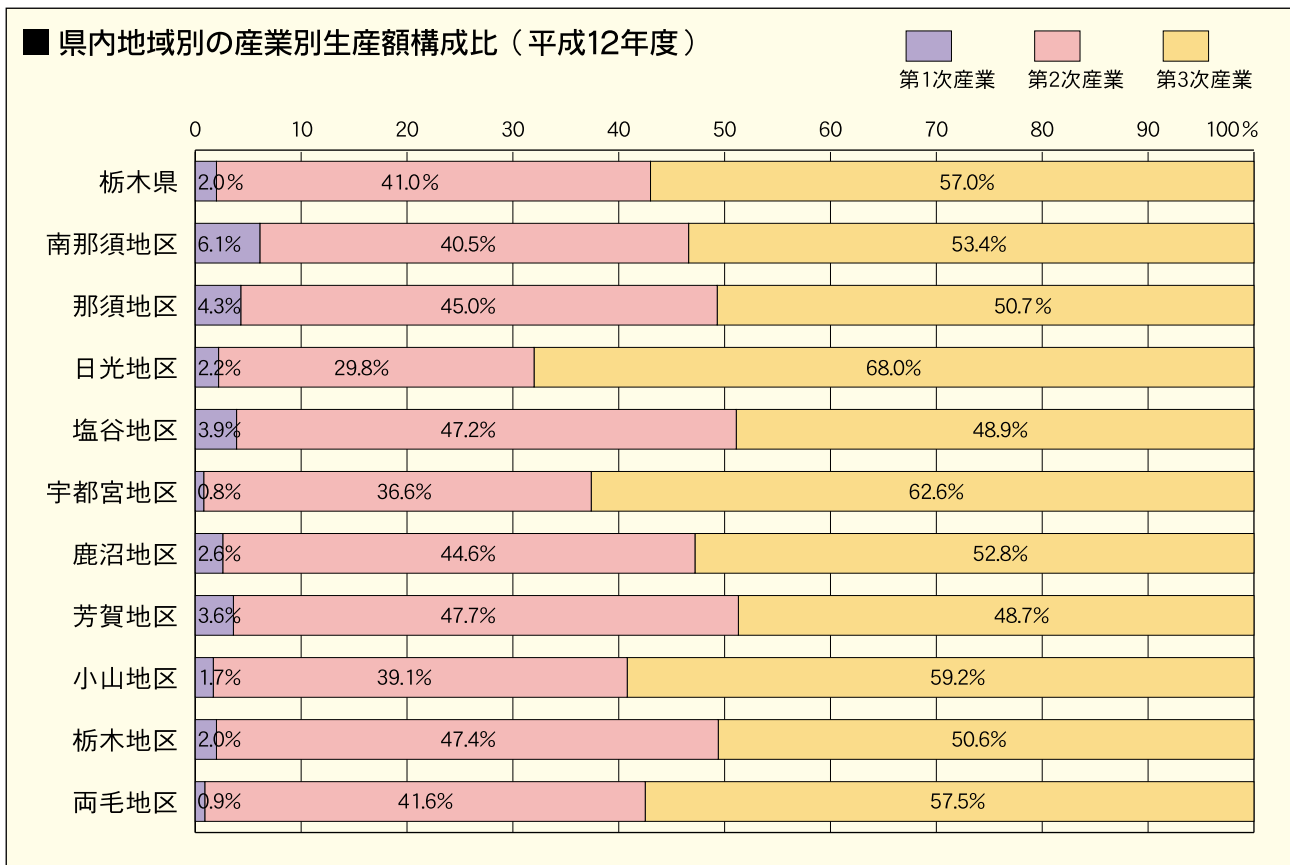
## 8. 産 業

本地域の就業者は10,987人（平成12年国勢調査）で、産業別従事者は第1次産業が1,809人（16.5%）、第2次産業が4,324人（39.3%）、第3次産業が4,854人（44.2%）となっており、県全体と比較し第1次、第2次産業の従事者比率が高い状況となっています。

なお、本地域の総生産額は、グラフから分かるとおり、バブル経済崩壊後、大きく減少しており、産業振興を図るうえで極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。







\*とちぎの市町村民経済計算

## 9. 地域資源

本地域を代表する地域資源には、雄大な清流那珂川を始めとし、すばらしい自然があります。また、馬頭町には、道の駅ばとう、馬頭町広重美術館、いわむらかずお絵本の丘美術館、馬頭温泉郷、小砂焼などがあり、小川町には、那須小川古墳群などの国指定史跡、栃木県立なす風土記の丘資料館、カタクリ山公園、町営温泉施設などがあり、地域の活性化に寄与しています。

## 10. 馬頭町と小川町のまちづくり

### (1) まちづくりの基本目標とテーマ

#### 〔馬頭町〕

##### ①基本目標

- ◇ 自然豊かな町
- ◇ 交流の盛んな町
- ◇ 利便性にとんだ町
- ◇ 産業の盛んな町
- ◇ 地域文化の香る町
- ◇ 明るく夢のある町

##### ②テーマ

「活力に満ちた魅力あふれる潤いのある町づくり」

〔小川町〕

①基本目標

- ◇ まごころの通いあう地域づくり
- ◇ ほこりを育てる地域づくり
- ◇ ろマンの薫る地域づくり
- ◇ ばランスのとれた地域づくり

②テーマ

「清らかな水 さわやかな風 まほろばの里21」

(2) 目指しているまちづくりの方向性

〔馬頭町〕

- ◇ 広重美術館を核とした賑わいのまち
- ◇ 豊かな自然や地域資源を活かした魅力ある農山村型観光のまち
- ◇ ケーブルテレビを核とした情報交流の盛んなまち

〔小川町〕

- ◇ 特色ある古代文化遺産を活かした歴史と文化の薫るまち
- ◇ 豊かな自然を活かした都市と住民との交流を図るまち
- ◇ 国道軸の拡張整備とあわせた新たなグランドデザインによる暮らしやすいまち

(3) まちづくりの主要課題

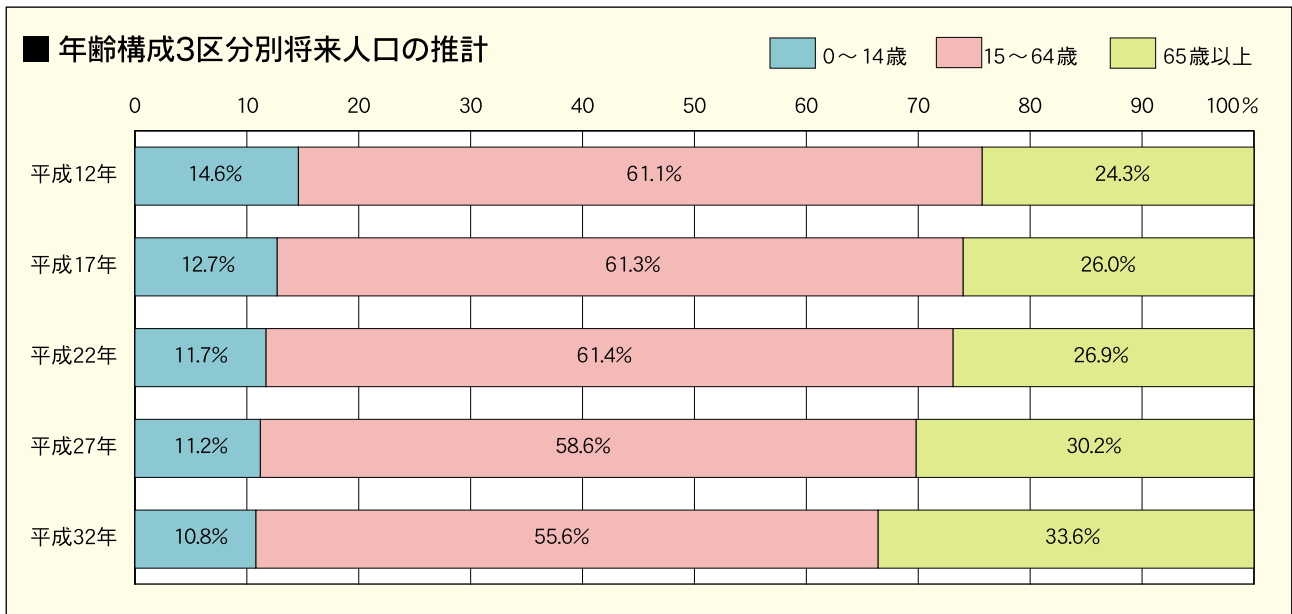
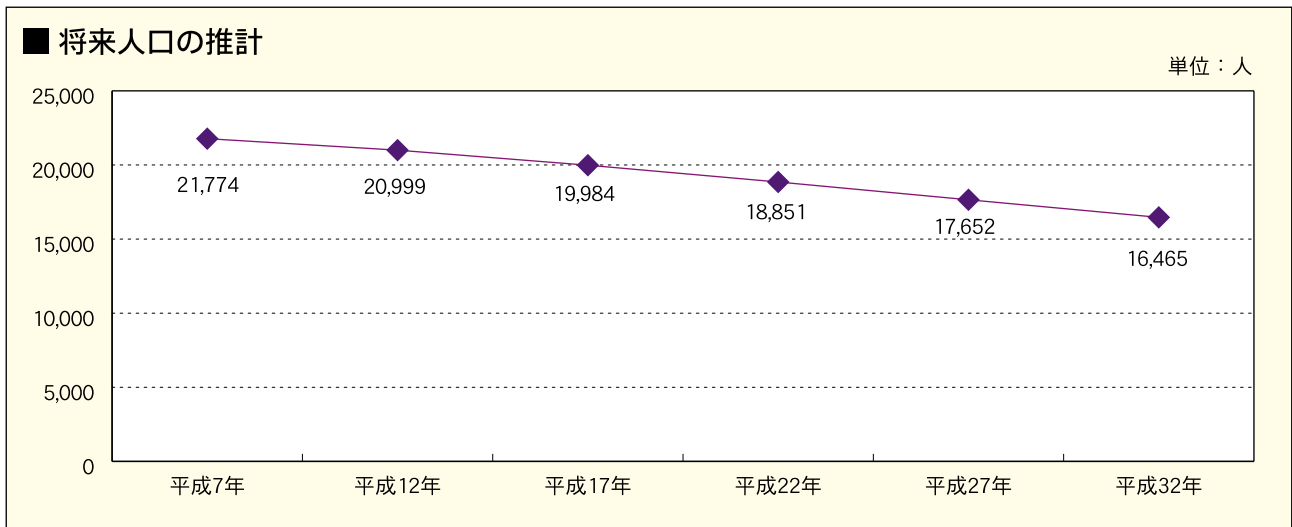
都 市 基 盤	町の骨格となる土地利用計画や都市計画マスタープラン等の見直し 中心市街地の整備推進 道路の整備推進 公共交通機関の維持と充実
生 活 環 境	町営・町有住宅の保全 上水道基盤の保全と水源確保 下水道基盤の 整備と汚水処理の適正化 消防・防災・交通安全対策の充実 情報通信基盤の整備推進 廃棄物対策の推進
保 健・医 療・福 祉	少子高齢化対策の推進 保育施設の統合整備 介護サービスの充実 障害者福祉サービスの充実
教 育・文 化	教育改革への効果的対応 義務教育施設の保全 小中学校統廃合検討 幼稚園教育の充実 社会教育・体育施設の保全 歴史文化遺産の保全 と活用 文化施設の効果的運営
産 業 振 興	効果的な農林業生産振興 農林業基盤の整備推進 商業の振興 商店街の活性化対策の推進 優良企業誘致推進 地域雇用対策の充実 観光施策の充実
連 携・交 流	観光施策の連携推進 都市と農村の交流推進
自 然 環 境	自然環境の保全
まちづくり手法 行 財 政 改 革	対策実効ある行政改革の推進 情報公開の推進 住民参加の促進

# Ⅲ 主要指標の見通し

## 1. 人口

本地域の人口は、先にも述べたとおり年々減少しており、平成17年には19,984人、10年後の平成27年には11.7%減少し17,652人になるものと思われます。

また、年齢構成3区分別の比率の見通しでも、少子高齢化の進行がますます加速していくことが見込まれ、10年後の平成27年には年少人口は11.2%に、生産年齢人口は58.6%に、高齢人口は30.2%になるものと思われます。

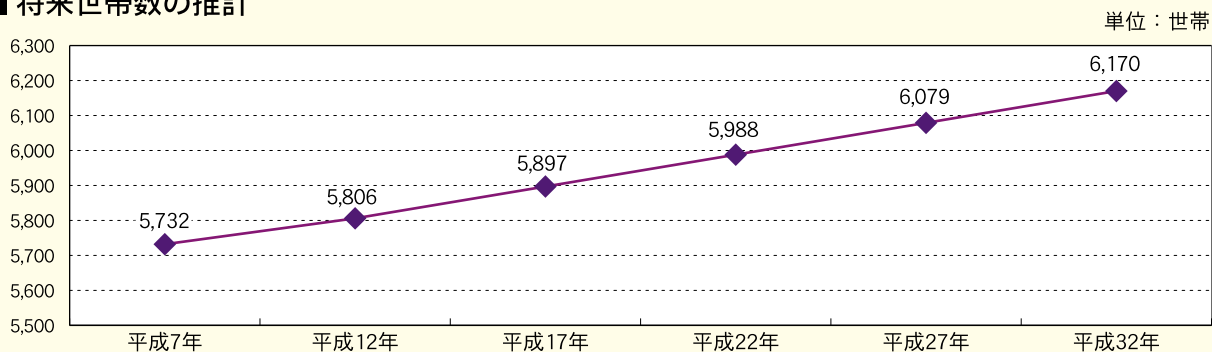


\* 国勢調査及び（財）統計情報研究開発センターの市町村別人口推計を基に推計。

## 2. 世帯数

本地域の世帯数は、核家族化により近年増加傾向にあり、平成17年には5,897世帯、10年後の平成27年には3.1%増加し6,079世帯になるものと思われます。

### ■ 将来世帯数の推計



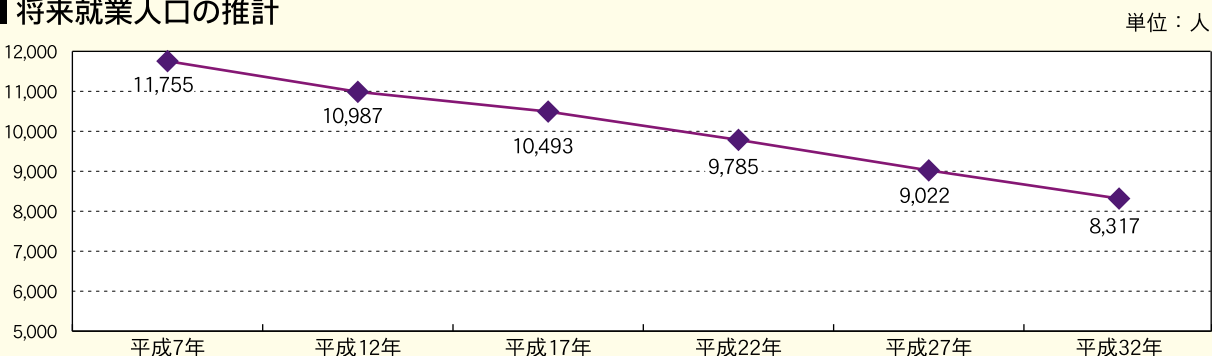
\* 国勢調査を基にトレンド法により推計。

## 3. 就業構造

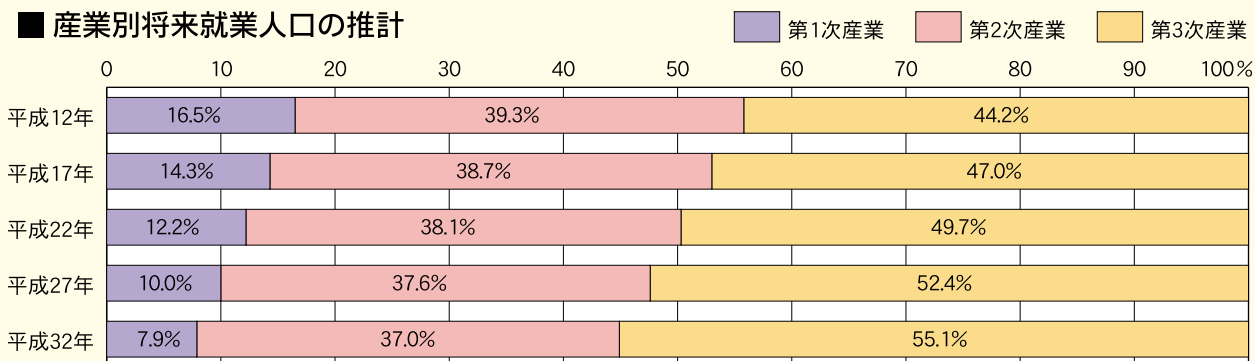
本地域の就業人口は、10,987人（平成12年国勢調査）であり、第1次産業、第2次産業及び第3次産業の構成比はそれぞれ16.5%、39.3%、44.2%となっています。就業人口は平成7年から平成12年にかけて減少しており、この傾向は人口の減少に伴っているものと思われます。

このうち第1次産業における就業人口は、他の地域と比べても比率は高くなっていますが、従事者の後継者不足による高齢化や担い手への農業生産の集約化等によって、平成27年には902人に減少すると思われます。第2次産業における就業人口も、産業の空洞化や生産集約に伴い、同じく3,392人に減少するものと思われます。一方で第3次産業における就業人口は、経済のサービス化の進展に伴い、他産業と比較した比率は高まりますが、人口減の影響を受け4,728人に減少するものと思われます。

### ■ 将来就業人口の推計



### ■ 産業別将来就業人口の推計



\* 国勢調査を基にトレンド法により推計。



# IV 新たなまちづくりの基本方針

## 1. 新町の将来像とテーマ

### (1) それぞれの観点から見えるもの

#### ① 2町の地域特性

- ◇ 温暖な気候
- ◇ 豊かな自然環境
- ◇ 豊かな地域資源
- ◇ 特色ある歴史と文化

#### ② 2町が進めてきたまちづくり

- ◇ 豊かな自然環境を活かした交流型のまちづくり
- ◇ 魅力ある歴史文化資源を活かしたまちづくり
- ◇ 安全で便利なまちづくり

#### ③ 地域住民が求めるもの

- ◇ 合併後に望まれるまちのイメージ
  - ・ 豊かな自然環境に包まれた美しいまち
  - ・ 高齢者や障害者などが安心して暮らせる福祉のまち
- ◇ 合併後に重視すべき施策
  - ・ 高齢者福祉への取り組み
  - ・ 保健、医療への取り組み
- ◇ 合併後に期待すること
  - ・ 職員や議員等が削減でき、行政経費が節約できること
  - ・ 少子高齢化対策などの新たな課題に取り組めること

※「地域住民が求めるもの」は、平成15年8月に南那須地区合併協議会が行った住民アンケートから馬頭町と小川町を再集計したものです。

#### ④ 時代が求めるもの

- ◇ 行財政基盤の確立
- ◇ 地方分権型行政の確立
- ◇ 住民自治の確立

### (2) 目指すべき将来像

新たなまちづくりで重要なことは、「2町の誇れるものを活かしながら課題を克服する」という点にあり、これをいくつかの観点から示唆されることと合わせると、新町の将来像は次のように描くことができます。

- ◇ 地方分権に対応した行財政改革と住民自治が確立したまち
- ◇ 人や物が安全でスムーズに行き交うまち
- ◇ 豊かな自然のなかで誰もが健康で生活できるまち
- ◇ 魅力ある歴史文化資源のネットワークにより人がにぎわうまち

### (3) まちづくりのテーマ

まちづくりの将来像を総合すると、テーマは次のように設定することができます。

～豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり～

## 2. 基本理念

今日の財政悪化の一因は、一般的に公共事業などを「あれも、これも」と実施し、地方債を発行し続けた結果だと言われています。これを掘り下げると「住民自治\*1」の重視と言いながら「団体自治\*2」型のまちづくりであるために「あれも、これも」と要望され、これに応えようと、補助金などの財源確保に奔走してきた地方自治体の姿が見えてきます。

地域住民の意向は、合併に期待することの最上位に「職員数や議員数等の削減による行政経費の節約」を挙げており、行財政改革により費用対効果の高い行財政運営を強く求めています。

新町においては、これまでの「あれも、これも」のまちづくりから、将来像を実現するために、限りある財源を透明化し、限りない知恵を地域住民と行政で出し合い新たなまちづくりを進めることとします。

※1 地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること

※2 地方公共団体が、地方の行政を担当する権能を有すること（三省堂「大辞林 第二版」より）

<新町の基本理念>

将来像を実現するために



～限りある財源をみんなに透明に、まちづくりの「あれか、これか」に最大限に活かす～  
～限りない知恵をみんなの協働で、まちづくりの「あれも、これも」に最大限に活かす～

## 3. まちづくりの基本目標

新町の基本理念に基づき将来像が実現できるよう、次の基本目標を設定します。

### 基本目標 1 改革への道

新町の将来像の実現は、行財政改革のでき如何にかかるところが大きいものと思われます。合理的な行政運営や効率的で健全な財政運営が図られるよう、速やかに改革への道を歩み出します。また、住民参画による協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりを行います。さらに、広域行政事務組合における行財政改革や共同事務処理拡大を促進します。

### 基本目標 2 安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり

緑豊かで素晴らしい自然と調和した道路や公園など、地域住民の誰もが利用しやすく安全で快適な都市基盤の整備・充実を図ります。また、日常生活において安心が実感できるよう、上下水道や地域防災及び情報通信などの生活環境基盤の整備充実を図ります。

\* ユニバーサルデザイン：すべての人のためのデザイン

### 基本目標 3 笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり

子供からお年寄りまで誰もが心身ともに健康で、住みなれた地域で支えあいながらいきいきと生活できるよう、健康、医療、福祉、少子高齢化対策などの充実を図ります。

### 基本目標 4 人を育て未来を拓くまちづくり

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を活かした特色ある学校教育や生涯学習などの充実を図ります。

### 基本目標 5 人がにぎわい活力あるまちづくり

魅力ある歴史文化資源や観光資源を地域の人材や情報通信技術でネットワーク化し、人がにぎわい活力のある観光基盤の整備充実を図ります。また、観光と連携した農林水産業の振興や商工業の振興を図ります。

### 基本目標 6 豊かな自然と共生するまちづくり

緑豊かですばらしい自然は、次代に継承すべき共有財産として、自然環境の保全対策を図るとともに、広域的な視野に立って生活環境の保全対策を図ります。



# まちづくりの全体像

将来像

- ☆地方分権に対応した行財政改革と住民自治が確立したまち
- ☆人や物が安全でスムーズに行き交うまち
- ☆豊かな自然の中で誰もが健康で生活できるまち
- ☆魅力ある歴史文化資源のネットワークにより人がにぎわうまち



## 《新町の基本理念》

～限りある財源をみんなに透明に、まちづくりの「あれか、これか」に最大限に活かす～  
～限りない知恵をみんなの協働で、まちづくりの「あれも、これも」に最大限に活かす～



「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさや活力に満ちたまちづくり」

### 基本目標 1 改革への道

新町の将来像の実現は、行財政改革のでき如何にかかるところが大きいものと思われれます。合理的な行政運営や効率的で健全な財政運営が図られるよう、速やかに改革への道を歩み出します。また、住民参画による協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりを行います。さらに、広域行政事務組合における行財政改革や共同事務処理拡大を促進します。

### 基本目標 2 安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり

緑豊かで素晴らしい自然と調和した道路や公園など、地域住民の誰もが利用しやすく安全で快適な都市基盤の整備・充実を図ります。また、日常生活において安心が実感できるよう、上下水道や地域防災及び情報通信などの生活環境基盤の整備充実を図ります。

### 基本目標 3 笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり

子供からお年寄りまで誰もが心身ともに健康で、住み慣れた地域で支えあいながらいきいきと生活できるよう、健康、医療、福祉、少子高齢化対策などの充実を図ります。

### 基本目標 4 人を育て未来を拓くまちづくり

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を活かした特色ある学校教育や生涯学習などの充実を図ります。

### 基本目標 5 人がにぎわい活力あるまちづくり

魅力ある歴史文化資源や観光資源を地域の人材や情報通信技術でネットワーク化し、人がにぎわい活力のある観光基盤の整備充実を図ります。また、観光と連携した農林水産業の振興や商工業の振興を図ります。

### 基本目標 6 豊かな自然と共生するまちづくり

緑豊かで素晴らしい自然は、次代に継承すべき共有財産として、自然環境の保全対策を図るとともに、広域的な視野に立って生活環境の保全対策を図ります。

## 4. 新町のすがた（「ゾーン」「エリア」「軸線」）

新町の骨格をなす地域を「ゾーン」、市街地や主要な集落、或いは地域区分を「エリア」、主要な道路を「軸線」として、機能ごとに設定し、新町のすがたをあらわします。

### ■ゾーン

#### ◇やみぞ山並みゾーン

やみぞ山並みゾーンは、八溝山系の玄関口に位置し、壮大な森林が広がる中を清流武茂川が流れ、その下流域に馬頭市街地や田園が形成され、市街地やその周辺に魅力ある「道の駅ばとう」「馬頭町広重美術館」「馬頭温泉郷」などの地域資源が点在している地域です。このゾーンでは、総体的に八溝山系の豊かな自然環境の保全と魅力ある地域資源の活用を基本とし、自然と人が共生するまちづくりを目指します。

#### ◇那珂川沿川ゾーン

那珂川沿川ゾーンは、東部山間部と西部丘陵地の上に位置しており、南流する清流那珂川に沿って沃野な田園がひらけ、河岸段丘上に小川市街地が形成され、その周辺に特色ある国指定史跡が点在する地域です。このゾーンでは、総体的に那珂川の潤いのある水辺空間と地域資源の活用を基本としたまちづくりを目指します。

#### ◇西部丘陵ゾーン

西部丘陵ゾーンは、丘陵地と田園が広がる中に、集落が点在して形成されている地域です。このゾーンでは、良好な緑の保全や、優良な営農環境を有する集落地の維持を基本としたまちづくりを目指します。

#### ◇地域高度情報化推進ゾーン

地域高度情報化推進ゾーンは、地域高度情報化計画に基づき、ケーブルテレビを核とした地域の情報化や行政の電算システムネットワーク化、学校間ネットワーク化を推進する地域です。

### ■エリア

#### ◇都市拠点エリア

##### 【馬頭市街地：森の街】

馬頭市街地は、茨城と栃木をつなぐ重要な軸線上の東部拠点であり、八溝県立自然公園の中核拠点、魅力ある地域資源のネットワークによる交流の中核拠点、新町における政治や行政の拠点となります。

##### 【小川市街地：川の街】

小川市街地は、日光那須方面、宇都宮方面、芳賀方面からの玄関口となる軸線が交差する西部拠点であり、特色ある地域資源を活かしたまちづくりの中核拠点、新町における行政の中核拠点となります。

#### ◇田園都市交流エリア

森の街（馬頭）と川の街（小川）の中間に位置し、両市街地の特色を踏まえ、交流を促すサービス機能の集積など新町にふさわしい環境形成を目指すエリアです。

#### ◇自然公園活性化エリア

八溝県立自然公園地域を主体とするエリアで、那珂川の水辺空間や、八溝の山並景観とともに「道の駅ばとう」「馬頭町広重美術館」「馬頭温泉郷」「ふるさとの森公園」「カタクリ山公園」などの恵まれた地域資源が新町の活力の場となるよう活性化に努めるエリアです。

## ■ 軸 線

### ◇ 都市基軸

都市基軸は、生活や経済、観光面など新町の動脈となる機能を有する広域的道路で、馬頭市街地核と小川市街地核を横断する国道293号、小川町を縦断する国道294号、北茨城方面に向かう国道461号とこれに接続する森の街（馬頭）から伸びる県道矢板馬頭線がこれにあたります。

### ◇ 都市幹線軸

都市幹線軸は、都市基軸に次ぐ軸線で、新町に隣接する市町村を結ぶ主要道路です。黒羽町に向かう国道461号、県道矢板馬頭線、県道那須黒羽茂木線、県道小川大金停車場線、広域農道八溝グリーンラインなどがこれにあたります。

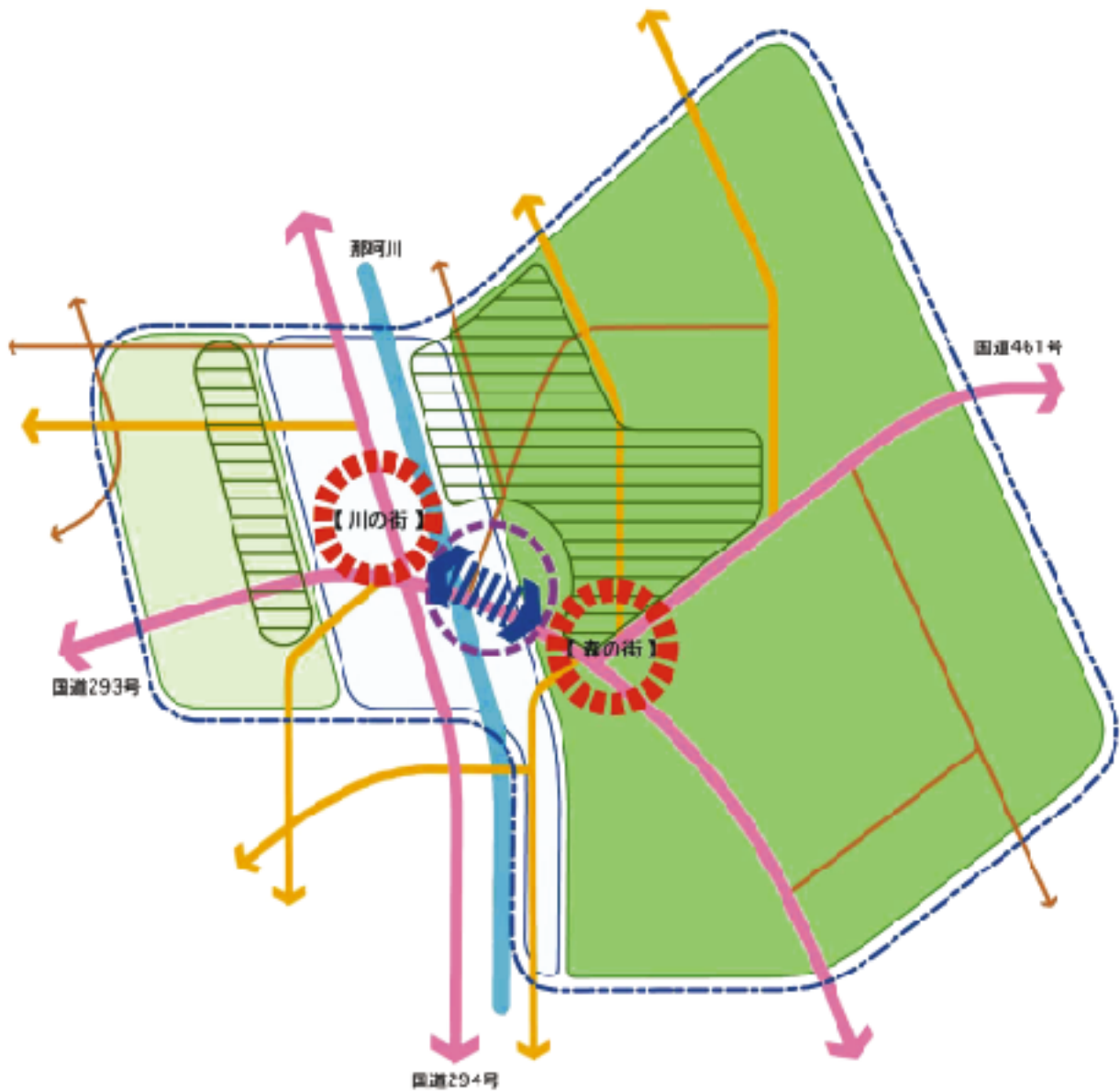
### ◇ 地域幹線軸

地域幹線軸は、市街地と集落地、生活拠点、観光資源などを結ぶ、地域の骨格となる道路です。主要町道や県道小砂小口線、県道大山田下郷小砂線、県道太郎沢大内線、県道福原小川線、県道蛭田喜連川線などがこれにあたります。


### ◇ 市街地連携ネットワーク


市街地連携ネットワークは、森の街（馬頭）と川の街（小川）の連携を強化する軸です。都市基軸の国道293号、都市幹線軸の県道矢板馬頭線がこれにあたります。

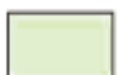
# 新町のすがたイメージ図




## 【ゾーン】


 やみぞ山並みゾーン


 那珂川沿川ゾーン


 西部丘陵ゾーン

 地域高度情報化推進ゾーン

## 【エリア】

 都市拠点エリア

 田園都市交流エリア


 自然公園活性化エリア

## 【軸線】

 都市基軸

 都市幹線軸

 地域幹線軸

 市街地連携ネットワーク



# V 新町の主要施策

## 1. 改革への道

### (1) 行財政改革の強力な推進

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 新町の基本理念を踏まえ、速やかに「新町行財政改革大綱」を策定し、これを行動に移します。
- ◇ 財政の健全化に配慮し、自主財源の確保とともに、財源の重点的・効果的な配分を図りながら財政運営の質的充実と効率化を目指します。
- ◇ 政策重視のまちづくりへの転換を図るため、縦横断的で機動性に富んだ行政組織にします。
- ◇ 地方分権に対応した、自立した自治体運営を確立するため、職員の人材育成に努め政策形成能力の向上を図ります。
- ◇ 民間活力の行政サービスへの導入を推進します。
- ◇ 住民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報公開や情報提供に努めます。

#### ■ 主要事業

- ◇ 「新町行財政改革大綱」の策定及び大綱に基づく行財政改革の実施
- ◇ 財政の健全運営
- ◇ 合併に関する財政支援策の活用
- ◇ 新町定員適正化計画の策定及び計画に基づく定員適正化の実施
- ◇ 行政評価制度の導入
- ◇ 各部門への政策担当の配置
- ◇ 政策形成能力研修の実施
- ◇ 民間活力の導入促進
- ◇ 情報公開制度、個人情報保護制度の整備充実

### (2) 住民参加・協働の促進

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 地方分権に対応した「新町まちづくり推進計画（仮称）」を策定し、地域住民と行政の協働によるまちづくりを目指します。
- ◇ 自治会活動やボランティア活動の支援やNPOの育成支援策の充実を図ります。

#### ■ 主要事業

- ◇ 「新町まちづくり推進計画（仮称）」の策定
- ◇ 住民参加、協働のまちづくりの推進
- ◇ 合併市町村振興基金のまちづくり推進事業への活用
- ◇ NPO、まちづくりボランティアなどの育成支援
- ◇ 広報、広聴の充実とパブリックコメント制度の確立
- ◇ 住民自治に関する地域住民と行政による共同研究

### (3) 広域行政事務組合における行財政改革と共同事務処理の促進

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 広域行政事務組合を構成する烏山町や南那須町と連携して、広域行政事務組合における



行財政改革と併せ共同事務処理の拡大を促進します。

■主要事業

- ◇ 広域行政事務組合の行財政改革の促進
- ◇ 共同事務処理拡大に向けた調査研究
- ◇ 広域行政事務組合の共同事務処理の拡大促進

## 2. 安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり

### (1) 都市基盤整備

#### ①まちづくりの骨格となる基本計画の策定と計画の推進

■施策の基本方針

- ◇ 新町の地勢や市街地と周辺集落の景観、歴史文化、地域個性などを踏まえ、「新町土地利用計画」など各種の計画を策定し、関係各機関と連携しながら計画的に都市基盤の整備充実を図ります。
- ◇ 計画の推進にあっては、適切な計画の進行管理に努めます。

■主要事業

- ◇ 「新町土地利用計画」の策定
- ◇ 「新町都市計画マスタープラン」の策定
- ◇ 都市計画区域の再検討
- ◇ 用途地域の指定
- ◇ 「新町中心市街地活性化計画（仮称）」の策定
- ◇ 関係各機関と連携した計画的な都市基盤の整備充実
- ◇ 適切な計画の進行管理

#### ②道路整備

■施策の基本方針

- ◇ 広域的交通、均衡ある発展、地域住民の生活利便性の向上などあらゆる視点から客観的にみた「新町道路再編整備計画（仮称）」を策定し、効率的効果的な道路整備を推進します。
- ◇ 国県道の整備については、国県と連携強化を図ります。
- ◇ 主要町道は、重点的な整備を図ります。
- ◇ 生活道路などの町道は、必要性や緊急性の優先度により、計画的に整備を図ります。
- ◇ にぎわいのあるまちづくりのため、道路整備を推進します。
- ◇ 人と環境にやさしいユニバーサルデザインの道路交通環境の整備に努めます。

■主要事業

- ◇ 「新町道路再編整備計画（仮称）」の策定
- ◇ 国県との連携強化
- ◇ 主要町道の重点的な整備推進
- ◇ 優先順位に基づく生活道路などの町道の整備推進
- ◇ 街なみ環境整備事業の推進
- ◇ 人と環境にやさしい道路の整備推進
- ◇ 道路管理の充実

### ③公共交通網の整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 公共交通機関による地域の一体性の確立や交通弱者の足の確保を図るため、「新町公共交通機関再編整備計画（仮称）」を策定し、町営バス・コミュニティバス路線の再編整備や利用の促進を図ります。
- ◇ 生活路線バス事業者と連携した、人と環境にやさしい公共交通環境整備を推進します。
- ◇ 生活路線バスの存続を図るため、県や隣接市町村地域と連携し維持強化に努めます。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町公共交通機関再編整備計画（仮称）」の策定
- ◇ 町営バス・コミュニティバス路線の再編及び利用促進
- ◇ 人と環境にやさしい公共交通環境の整備推進
- ◇ 生活路線バスの維持強化

### ④公園緑地整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 自然の豊かさを実感しながら、子どもからお年寄りまで安全で快適な生活ができるよう「新町緑の基本計画（仮称）」を策定し、緑あふれる美しい公園づくりを推進します。
- ◇ 誰もが安心、安全に利用できる魅力ある空間づくりや住民に安らぎと憩いを与え、親しまれる公園づくりのため、住民の積極的な参加による緑化活動を推進します。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町緑の基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 緑あふれる環境づくり等の緑化活動の推進

## (2) 生活環境基盤整備

### ①住環境整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町土地利用計画」や「新町都市計画マスタープラン」などに基づく「新町住宅マスタープラン」を策定し、本地域の豊かな自然・歴史・文化環境を活かした居住空間の整備促進を図ります。
- ◇ 町営住宅等の適正管理及びその整備充実を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町住宅マスタープラン」の策定
- ◇ 町営住宅等の適正管理
- ◇ 公営住宅の整備充実

### ②上水道整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町上水道事業計画（仮称）」を策定し、将来にわたる清浄で安定した水道水の供給を図ります。
- ◇ 上水道・簡易水道事業の効率的な運営を図ります。
- ◇ 上水道・簡易水道施設の適正な維持管理に努めます。
- ◇ 水源確保や施設の老朽化等への対応も含めて、水道基盤の整備充実を図ります。

### ③公共交通網の整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 公共交通機関による地域の一体性の確立や交通弱者の足の確保を図るため、「新町公共交通機関再編整備計画（仮称）」を策定し、町営バス・コミュニティバス路線の再編整備や利用の促進を図ります。
- ◇ 生活路線バス事業者と連携した、人と環境にやさしい公共交通環境整備を推進します。
- ◇ 生活路線バスの存続を図るため、県や隣接市町村地域と連携し維持強化に努めます。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町公共交通機関再編整備計画（仮称）」の策定
- ◇ 町営バス・コミュニティバス路線の再編及び利用促進
- ◇ 人と環境にやさしい公共交通環境の整備推進
- ◇ 生活路線バスの維持強化

### ④公園緑地整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 自然の豊かさを実感しながら、子どもからお年寄りまで安全で快適な生活ができるよう「新町緑の基本計画（仮称）」を策定し、緑あふれる美しい公園づくりを推進します。
- ◇ 誰もが安心、安全に利用できる魅力ある空間づくりや住民に安らぎと憩いを与え、親しまれる公園づくりのため、住民の積極的な参加による緑化活動を推進します。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町緑の基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 緑あふれる環境づくり等の緑化活動の推進

## (2) 生活環境基盤整備

### ①住環境整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町土地利用計画」や「新町都市計画マスタープラン」などに基づく「新町住宅マスタープラン」を策定し、本地域の豊かな自然・歴史・文化環境を活かした居住空間の整備促進を図ります。
- ◇ 町営住宅等の適正管理及びその整備充実を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町住宅マスタープラン」の策定
- ◇ 町営住宅等の適正管理
- ◇ 公営住宅の整備充実

### ②上水道整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町上水道事業計画（仮称）」を策定し、将来にわたる清浄で安定した水道水の供給を図ります。
- ◇ 上水道・簡易水道事業の効率的な運営を図ります。
- ◇ 上水道・簡易水道施設の適正な維持管理に努めます。
- ◇ 水源確保や施設の老朽化等への対応も含めて、水道基盤の整備充実を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町上水道事業計画（仮称）」の策定
- ◇ 効率的な上水道事業運営の推進
- ◇ 上水道施設の適正な維持管理
- ◇ 水源確保及び水道施設の整備充実

### ③下水道整備

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町污水处理適正化構想（仮称）」を策定し、効率的な污水处理対策の推進を図ります。
- ◇ 「新町下水道事業計画（仮称）」を策定し、計画的に整備推進を図ります。
- ◇ 下水道事業の効率的な運営を図ります。
- ◇ 下水道施設の適正な維持管理に努めます。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町污水处理適正化構想（仮称）」の策定
- ◇ 「新町下水道事業計画（仮称）」の策定
- ◇ 効率的な下水道事業運営の推進
- ◇ 公共下水道施設の適正な維持管理
- ◇ 農業集落排水施設の適正な維持管理
- ◇ 公共下水道事業の推進
- ◇ 浄化槽の設置推進

### ④消防・防災・交通安全基盤

#### ■施策の基本方針

- ◇ 防災については、水害や土砂災害等による被害を未然に防ぐため、「新町地域防災計画（仮称）」を策定し、関係各機関と連携を図り、危険な急傾斜地の対策や人と自然環境に配慮した河川改修の対策を講じるなど、災害に強いまちづくりを目指します。
- ◇ 交通安全や防犯対策については、「新町交通安全・防犯計画（仮称）」を策定し、交通事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進します。
- ◇ 消防については、「新町消防組織再編整備計画（仮称）」を策定し、消防団の体制整備や人員、設備等の充実を図るとともに、近隣市町村との連携強化に努めます。
- ◇ 自主防災組織の育成強化に努めます。
- ◇ 交通安全については、地域一体となった交通安全運動の推進、交通安全施設の整備充実を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町地域防災計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町交通安全・防犯計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町消防組織再編整備計画（仮称）」の策定
- ◇ 山地災害危険地区や荒廃森林の復旧など治山対策の促進
- ◇ 人と自然環境に配慮した河川改修等の促進
- ◇ 防災対策の充実
- ◇ 災害時情報伝達手段の整備推進
- ◇ 消防施設設備の整備充実
- ◇ 交通安全対策の推進
- ◇ 防犯対策の推進

## ⑤情報通信基盤

### ■施策の基本方針

- ◇ 情報通信基盤としては、馬頭町にケーブルテレビがありますが、小川町になく、新町において地域の情報化を推進するうえで、格差解消が必要となります。
- ◇ 地域の一体性の確保を図るため、「新町地域高度情報化計画（仮称）」を策定し、ケーブルテレビを高度化するとともに、これを核として新町全域を電子のネットワークで結ぶ地域高度情報化のまちづくりを目指します。
- ◇ ケーブルテレビのネットワークを活用し、行政の情報通信サービスを検討します。
- ◇ すべての人がさまざまな場面で情報化の恩恵を享受できるよう情報リテラシー（情報活用能力）向上に努めます。

### ■主要事業

- ◇ 「新町地域高度情報化計画（仮称）」の策定
- ◇ ケーブルテレビ高度化の推進
- ◇ ケーブルテレビを核とした地域高度情報化ネットワーク化の推進
- ◇ 保健、福祉、教育等の情報通信サービスの検討
- ◇ ホームページ等による行政情報や観光情報の提供
- ◇ 情報活用対策の充実

## (3) 地域間連携・交流促進

### ■施策の基本方針

- ◇ 地域間交流の実績を生かし、国内交流を推進します。
- ◇ 近隣地域をはじめ、広域的な連携交流を促進します。
- ◇ 各種民間団体や産業団体との連携を深め、地域住民主導の交流促進を図ります。

### ■主要事業

- ◇ 地域間連携・交流の促進
- ◇ 広域的連携・交流の促進
- ◇ 県際交流の促進
- ◇ 地域住民主導の交流促進

### 3. 笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり

#### (1) 医療・保健

##### ■ 施策の基本方針

- ◇ 町民一人ひとりが心身ともに健康で安心して暮らせるよう、「新町保健計画（仮称）」を策定し、総合的な健康づくりを推進します。
- ◇ 乳幼児から高齢者まで一貫した健康管理、支援ができる体制づくりを推進します。
- ◇ 保健・福祉・医療・介護など関係分野との連携体制をさらに強化し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- ◇ 情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した健康管理システムの導入に向けた調査研究を進めます。

##### ■ 主要事業

- ◇ 「新町保健計画（仮称）」の策定
- ◇ 健康管理意識を高めるための啓発事業の推進
- ◇ 生涯を通じた各種健診事業の強化
- ◇ 生活習慣病対策・疾病予防対策の充実
- ◇ 医療機関の連携強化
- ◇ 健康管理システムの導入に向けた調査研究

#### (2) 高齢者福祉・社会福祉

##### ■ 施策の基本方針

- ◇ 誰もが、住み慣れた地域で支えあいながらいきいきと暮らせるよう、「新町高齢者保健福祉計画（仮称）」などの各種計画を策定し、高齢者や障害者にやさしい社会づくりを推進します。
- ◇ 誰もが、健康で安心して暮らせる地域社会の実現のため、地域福祉基盤の充実を図ります。
- ◇ 誰もが、生きがいをもって生活できるよう、自らの知識や技能、経験を生かし積極的に社会参加できる体制の充実と生涯学習やボランティア活動の一層の充実拡大を図ります。
- ◇ 誰もが、自らの意思に基づき自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう保健・福祉・医療・介護の連携により在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◇ 情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した福祉システムの導入に向けた調査研究を進めます。

##### ■ 主要事業

- ◇ 「新町高齢者保健福祉計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町地域福祉計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町障害者福祉計画（仮称）」の策定
- ◇ 地域福祉基盤の整備充実
- ◇ ボランティア育成、地域福祉活動支援体制の充実
- ◇ 高齢者、障害者等の社会参加・生きがい対策の推進
- ◇ 高齢者、障害者等の生活支援・自立支援の充実
- ◇ 保健・福祉・医療・介護の連携強化
- ◇ 福祉システムの導入に向けた調査研究

### (3) 児童福祉・子育て支援

#### ■施策の基本方針

- ◇ 地域の未来を担う子供が心身ともに健やかに育つよう「新町次世代育成支援対策行動計画（仮称）」を策定し、多様化する保育ニーズへの対応や健全育成等の充実を図ります。
- ◇ 家庭・地域・学校・行政が一体となり、地域社会全体が子供を大切に育てる心を共有できる、子育て支援ネットワーク等の構築促進を図ります。
- ◇ 保健、医療、福祉、教育が連携した総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町次世代育成支援対策行動計画（仮称）」の策定
- ◇ 子育て支援、児童虐待等の相談体制の充実
- ◇ 地域全体で支える子育て支援の充実
- ◇ 保育施設の整備充実

### (4) 社会保障（介護保険・国民健康保険・老人医療）

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町介護保険事業計画」を策定し、介護施設等のサービス基盤の整備を進めるとともに、介護予防事業などの効果的な展開を図ります。
- ◇ 住み慣れた自宅・地域で自立した生活ができるよう在宅サービスの充実を図るとともに、地域で支えあう介護支援体制の充実を図ります。
- ◇ 医療費適正化対策を推進し、安定した保険事業の運営を図ります。
- ◇ 保健・福祉・医療との連携を図りながら生涯をいきいきと暮らせるよう健康づくり意識の高揚を図ります。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町介護保険事業計画」の策定
- ◇ 介護サービス基盤の整備充実
- ◇ 地域福祉活動支援体制の活用
- ◇ 社会保障制度の健全な運営
- ◇ 保健事業の推進

### (5) 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成・消費生活の向上

#### ■施策の基本方針

- ◇ 男女共同参画社会の実現に向け、「新町男女共同参画計画（仮称）」を策定し、男女が共にあらゆる分野に参画できその能力を十分に発揮できるよう住民の意識改革や普及啓発活動を推進します。
- ◇ 住民一人ひとりが尊重しあい共に参画する社会を目指します。
- ◇ 次代を担う青少年の健全育成を推進します。
- ◇ 消費者の自立を支援するため、消費生活に関する情報提供や意識啓発を図るとともに、相談機能の充実に努めます。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町男女共同参画計画（仮称）」の策定
- ◇ 男女共同参画社会づくりの推進
- ◇ 人権擁護活動の促進



- ◇ 青少年の健全育成施策の充実
- ◇ 消費生活に関する情報提供や相談機能の充実

## 4. 人を育て未来を拓くまちづくり

### (1) 学校教育の充実

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 一人ひとりの個性を尊重しながら、豊かな心をもった児童生徒の育成を図るため、地域の特性を活かした特色ある教育活動を推進します。
- ◇ 高度情報化社会に対応できる能力を身につけるため、情報化教育の充実を図ります。
- ◇ 中長期的な児童生徒数の動向を見据えた「新町義務教育施設の統合再編整備計画（仮称）」を策定し、教育行政の効果的な運営を図ります。
- ◇ 施設の老朽化に対処するため、「新町義務教育施設の適正管理計画（仮称）」を策定し、施設の計画的な維持補修・改修を実施し、教育環境の充実を図ります。
- ◇ 情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した教育支援システムの導入に向けた調査研究を進めます。

#### ■ 主要事業

- ◇ 学校、家庭、地域一体となった教育体制の推進
- ◇ 心の教育、人権教育の推進
- ◇ 環境、福祉教育の推進
- ◇ 国際理解教育の推進
- ◇ 社会参加教育の推進
- ◇ 幼児教育の充実
- ◇ 情報化教育の推進
- ◇ 教育支援システムの導入に向けた調査研究
- ◇ 「新町義務教育施設の統合再編整備計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町義務教育施設の適正管理計画（仮称）」の策定
- ◇ 義務教育施設の整備充実

### (2) 生涯学習の充実

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 町民の多様なニーズに対応し、生涯学習の一体的な推進を図るため、「新町生涯学習推進計画（仮称）」を策定し、生涯学習を計画的に推進します。
- ◇ 生涯学習を推進する中心的人材を確保し、地域住民の参画を促進します。
- ◇ 将来のまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、地域の誇りを育てる生涯学習事業を推進します。
- ◇ 生涯学習活動の学習機会の充実と成果発表の場の提供により学習意欲の向上を図ります。
- ◇ 情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した生涯学習支援システムの導入に向けた調査研究を進めます。
- ◇ 「新町生涯学習施設整備管理計画（仮称）」を策定し、計画的な生涯学習施設の整備及び維持管理に努めます。



#### ■主要事業

- ◇ 「新町生涯学習推進計画（仮称）」の策定
- ◇ 生涯学習推進体制の充実
- ◇ 町民の生涯学習推進体制への参画促進
- ◇ まちづくりのリーダーとなる人材育成の推進
- ◇ 生涯学習成果発表の機会の充実
- ◇ 生涯学習施設の整備充実
- ◇ 生涯学習支援システムの導入に向けた調査研究
- ◇ 「新町生涯学習施設整備管理計画（仮称）」の策定

### (3) スポーツ・レクリエーションの振興

#### ■施策の基本方針

- ◇ スポーツ・レクリエーションに対する町民のニーズを把握し、各種スポーツ等の振興を図ります。
- ◇ 地域住民自らが組織運営する「総合型地域スポーツクラブ」設立を促進します。
- ◇ 指導者組織の育成と指導者の資質向上を図ります。
- ◇ 手軽にできるスポーツ・レクリエーションを紹介し、健康づくりを推進します。
- ◇ 地域の一体感を醸成するため、スポーツ・レクリエーションによる交流を図ります。
- ◇ 「新町社会体育施設整備管理計画（仮称）」を策定し、計画的な社会体育施設の整備及び維持管理に努めます。

#### ■主要事業

- ◇ 各種スポーツ等の振興
- ◇ 総合型地域スポーツクラブの設立促進
- ◇ 指導者組織の育成と資質向上
- ◇ スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの推進
- ◇ スポーツ交流事業の推進
- ◇ 「新町社会体育施設整備管理計画（仮称）」の策定
- ◇ 社会体育施設の整備充実

### (4) 文化振興

#### ■施策の基本方針

- ◇ 「新町文化振興計画（仮称）」を策定し、総合的な文化振興を図ります。
- ◇ 馬頭町広重美術館、栃木県立なす風土記の丘資料館などの歴史文化施設をネットワーク化し、施設の有効利用を図ります。
- ◇ 生涯学習と連携した文化事業を推進します。
- ◇ 特色ある歴史文化資源の保存及び有効活用を図ります。
- ◇ 地域文化伝統芸能の保存継承を図ります。
- ◇ 特色ある歴史文化資源に誇りを持てる環境づくりを推進します。

#### ■主要事業

- ◇ 「新町文化振興計画（仮称）」の策定
- ◇ 歴史文化施設の整備充実及び効率的活用の推進
- ◇ 生涯学習と連携した文化事業の推進
- ◇ 史跡整備の推進及び有効活用の推進

- ◇ 歴史的文化的資料の保存及び有効活用の推進
- ◇ 地域文化伝統芸能の保存継承
- ◇ 歴史文化資源に誇りを持てる教育の推進

#### (5) 国際交流振興

##### ■ 施策の基本方針

- ◇ 「新町国際交流推進計画（仮称）」を策定し、国際交流事業を効果的に推進します。
- ◇ 国際交流事業を推進する運営組織の充実を図ります。
- ◇ 国際的な視野を持つ人材を育成するため、海外体験学習、国際理解教育、語学教育の充実を図ります。

##### ■ 主要事業

- ◇ 「新町国際交流推進計画（仮称）」の策定
- ◇ 運営組織体制の充実
- ◇ 海外体験学習、国際理解教育、語学教育の充実

## 5. 人がにぎわい活力あるまちづくり

#### (1) 農林水産業振興

##### ■ 施策の基本方針

- ◇ 新町の農林水産業施策の基本となる「新町農業振興地域整備計画」や「新町森林整備計画」など各種計画を策定し、農林水産業の振興を図ります。
- ◇ 農業生産基盤や経営基盤の強化を図りつつ、消費者ニーズに適応した振興策を講じるとともに、農業や生産物等を通じた都市と農村の交流による活性化策を推進します。
- ◇ 家畜排せつ物の適切な管理対策に積極的に取り組むとともに、ブランド性が高い畜産の振興を図ります。
- ◇ 林業生産基盤の整備充実を図るとともに、八溝材のブランド化や担い手の育成などを図ります。また、森林が持つ機能を維持増進するとともに、これを有効に活かし、余暇活動やレクリエーション活動など多目的利用を促進します。

##### ■ 主要事業

- ◇ 「新町農業振興地域整備計画」の策定
- ◇ 「新町森林整備計画」の策定
- ◇ 「新町農業振興基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町農村整備基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 「新町酪農・肉用牛生産近代化計画」の策定
- ◇ 「新町林業振興基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 農業生産基盤の整備充実
- ◇ 農業経営の体制強化
- ◇ 首都圏農業の振興
- ◇ グリーンツーリズムの推進
- ◇ 地産地消の推進
- ◇ 畜産振興総合対策の推進
- ◇ 畜産環境の改善

- ◇ 畜産経営の体制強化
- ◇ 林業生産基盤の整備充実
- ◇ 林業経営の体制強化
- ◇ 八溝材のブランド化の推進と木材利用の促進
- ◇ 特用林産物の生産振興
- ◇ 森林の機能保全と多目的利用の推進
- ◇ 商業や観光と連携した農林水産業の振興

## (2) 商工業振興

### ■ 施策の基本方針

- ◇ 「新町中心市街地活性化計画（仮称）」と連動した「新町商工振興基本計画（仮称）」を策定し、効率的効果的な商工施策の充実を図ります。
- ◇ 商工関連団体と連携を図り、効果的な商業活性化施策の充実を図ります。
- ◇ 産学官連携ネットワークである「県北東部産業交流会」との連携による商工業の進展を図ります。
- ◇ 国や県の施策を踏まえた新町における中小企業関連施策の充実を図ります。
- ◇ 発展が期待されるIT産業などの企業誘致と、工業団地等における企業立地を促進します。

### ■ 主要事業

- ◇ 「新町商工振興基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 商業活性化のための支援・体制の充実
- ◇ 産学官連携による商工業活性化の促進
- ◇ 産業基盤の充実・既存企業等の支援充実
- ◇ 商工業環境の整備
- ◇ 工業団地への企業誘致推進

## (3) 観光振興

### ■ 施策の基本方針

- ◇ 「新町観光振興基本計画（仮称）」を策定し、効率的効果的な観光施策の推進と観光施設の整備充実を図ります。
- ◇ 道の駅ばとう、馬頭町広重美術館、いわむらかずお絵本の丘美術館、馬頭温泉郷、栃木県立なす風土記の丘資料館、那須小川古墳群、カタクリ山公園、小川町営温泉施設など魅力ある地域資源をネットワーク化するとともに、地場産業と連携し那珂川の鮎、小砂焼、八溝そば、地酒など特産品の推奨を図り、交流人口の増加と地域の活性化に努めます。
- ◇ 隣接町村と連携した広域的な観光施策の充実強化を図ります。
- ◇ 観光協会等の効率的効果的な統合再編と推進体制の強化を図ります。

### ■ 主要事業

- ◇ 「新町観光振興基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 観光ネットワークの形成・推進体制の整備充実
- ◇ 観光施設の整備充実
- ◇ 新町ホームページ等への観光情報提供
- ◇ 観光ホスピタリティ（おもてなし）の充実

- ◇ 観光資源の開発・充実
- ◇ 特産品の開発促進

## 6. 豊かな自然と共生するまちづくり

### (1) 自然環境保全・活用

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 豊かな自然を保全するため、「新町環境基本計画（仮称）」を策定し、自然環境保全や景観形成を図るとともに、無秩序な開発の防止など土地利用の適正な誘導を図ります。
- ◇ 安全で快適な地域環境の保全、創造を目指し、住民、事業者、行政の協働による豊かな自然と共生するまちづくりを目指します。
- ◇ 「新町土地利用計画」を踏まえた総合的な河川・森林・平地林の整備保全を図ります。
- ◇ 八溝県立自然公園の環境を活かした自然とのふれあいの場、憩いの場の整備充実を図ります。

#### ■ 主要事業

- ◇ 「新町環境基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 自然環境の保全や活用の推進と適正な規制誘導
- ◇ 自然環境保全のための基盤整備の推進
- ◇ 自然とのふれあい活動・保全活動の充実

### (2) 生活環境保全

#### ■ 施策の基本方針

- ◇ 「新町一般廃棄物処理基本計画（仮称）」を策定し、短期、中長期的な観点からの効果的な対応に努めます。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、地域住民等に対する啓発活動等の各種事業の推進を図ります。
- ◇ 行政と住民の協働により不法投棄対策の強化に努めます。

#### ■ 主要事業

- ◇ 「新町一般廃棄物処理基本計画（仮称）」の策定
- ◇ 廃棄物処理対策の推進
- ◇ 循環型社会づくりの推進
- ◇ 新エネ、省エネの推進

# VI 栃木県事業の推進

## 1. 栃木県の役割

新町は、雄大な清流那珂川が流れる緑豊かなすばらしい自然と特色ある歴史文化資源や温泉などの観光資源に恵まれた地域で、地域資源を活かした交流のまちづくりを進めている地域です。

今後も魅力あふれる地域資源を活かした交流のまちづくりが進み、バランスよく社会基盤整備や生活環境基盤整備、自然環境保全が図られると、新しい時代にふさわしい豊かな自然と共生するまちとして期待できる地域です。

栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、新町と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取組を積極的に支援します。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、市町村合併特別交付金により財政支援を行います。

## 2. 新町における栃木県の主要事業

### (1) 暮らしを支える社会基盤の整備

- ◇ 新町の一体化と均衡ある発展を支援するため、国道293号、県道矢板馬頭線などの幹線道路の計画的な整備に取り組みます。
- ◇ 県内各地域との交流連携を促進するため、国道294号、国道461号、県道那須黒羽茂木線、県道小川大金停車場線などの道路の整備に取り組みます。
- ◇ 安全でにぎわいのあるまちづくりを支援します。

### (2) 自然と調和した生活環境基盤の整備

- ◇ 地域の一体性の確立を図るため、地域の高度情報化事業を支援します。
- ◇ 生活環境基盤の整備を図るため、公共下水道事業を支援します。
- ◇ 自然環境に配慮した安全で快適な河川の整備に取り組みます。
- ◇ 危険地域や危険箇所などの土砂災害防止施設の整備に取り組みます。

### (3) 人と自然が共生するための自然環境や生活環境の保全対策

- ◇ 八溝県立自然公園や自然環境保全地域などの景観保全に取り組みます。
- ◇ 生活環境の保全を図るため、廃棄物処理対策を支援します。

### (4) 活力ある産業の振興

- ◇ 地域の特色を活かした農林水産業の振興に取り組みます。
- ◇ 工業団地への将来性や成長力に富んだ企業誘致を支援します。
- ◇ 魅力ある地域資源を活かした都市と農村の交流を推進します。
- ◇ 広域的な連携による観光誘客に取り組みます。

## VII 公共施設の適性配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、全体のバランスや地域の特性、地域住民の利便性を考慮しながら、人口の推移や財政状況などを総合的に勘案して統合整備を図ります。

また、新たな公共施設の整備については、既存施設の有効活用について十分検討するとともに事業効果や効率性を考慮し、適正な施設の整備に努めます。

なお、地域住民へのサービス低下を招かないよう、馬頭町役場を新町の事務所とし、小川町役場を当面総合支所として活用します。



馬頭町役場



小川町役場



# VIII 財政の見通し

新町の財政計画は、長期的展望に立ち、健全な財政運営を図りながら、まちづくりを計画的に推進するための「新町の財政運営の指針」となるものです。

合併年度の平成17年度から平成26年度までの10ヶ年間について、歳入、歳出の各項目ごとに、過去の実績を基礎として、合併にかかる特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

主要事業については、新町において策定される振興計画や実施計画により、その事業の緊急性や費用対効果等を勘案して、限られた財源のなかで効率的効果的な実施に努めます。

主な前提条件は次のとおりです。

## 1. 歳入

### (1) 地方税

過去の実績を基準に、今後の経済見通し並びに人口の推移を勘案し、現行税制の継続を基本に推計しています。また、地方財政制度改革の動向を踏まえ、将来的な税源委譲分を見込んでいます。

### (2) 地方交付税

国における地方財政制度改革、いわゆる三位一体の改革により削減されている点に配慮するとともに、合併による普通交付税の算定特例による上乘せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

### (3) 分担金及び負担金、使用料及び手数料

過去の実績を基準に、概ね現状程度で推移していくものと見込んでいます。

### (4) 国庫支出金

地方財政制度改革の影響により、減少傾向で推移していくものと見込むほか、合併市町村補助金を見込んで推計しています。

### (5) 県支出金

地方財政制度改革の影響により、減少傾向で推移していくものと見込むほか、市町村合併特別交付金を見込んで推計しています。

### (6) 地方債

通常債については、当該年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んで推計しています。また、合併特例債（「建設事業分」、「基金造成分」を含む。）の起債分も見込んでいます。

## 2. 歳 出

### (1) 人件費

合併による特別職等の削減、一般職職員の退職者の補充抑制による削減を見込んで推計しています。

### (2) 扶助費

過去の実績推移を基準に、将来における高齢者人口の伸び率を勘案して推計しています。

### (3) 公債費

平成16年度までの地方債に係る償還見込額に、新町における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

### (4) 物件費

過去の実績推移を基準に、合併後のスケールメリットや事務の合理化による抑制を見込んで推計しています。

### (5) 維持補修費

過去の実績推移を基準に、施設の老朽化による増加を見込んで推計しています。

### (6) 補助費等

過去の実績推移を基準に、合併に伴う各種団体の再編等による影響を考慮して推計しています。

### (7) 繰出金

過去の実績推移を基準に、国保、老保、介護分については増額を見込み、下水道分については将来の見込みを勘案して推計しています。

### (8) 積立金

合併後の地域振興のための「合併市町村振興基金」等を見込んで推計しています。

### (9) 投資・出資・貸付金

過去の推移を基準に、概ね現状程度で推移するものとして推計しています。

### (10) 普通建設事業費

財政運営の健全性の確保を前提として、新町建設計画に基づく事業及び本計画以外の経常的な普通建設事業を見込んで推計しています。



## 新町財政計画

[ 歳 入 ]

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	1,858	1,890	1,903	1,916	1,929	1,944	1,958	1,974	1,990	2,007
地 方 譲 与 税	155	155	122	122	122	122	122	122	122	122
利 子 割 交 付 金	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
地方消費税交付金	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181
ゴルフ場利用税交付金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
自動車取得税交付金	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
地方特例交付金	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
地 方 交 付 税	3,358	3,210	3,115	3,020	2,993	2,925	2,898	2,871	2,844	2,817
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
使用料及び手数料	272	272	272	272	272	272	272	272	272	272
国 庫 支 出 金	406	381	381	301	301	301	301	301	301	301
県 支 出 金	736	692	692	526	526	526	526	526	526	526
財 産 収 入	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
寄 附 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	0	0	287	465	258	147	26	0	0	0
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
地 方 債	2,102	1,020	720	720	640	640	640	640	640	640
歳 入 合 計	9,615	8,348	8,219	8,069	7,769	7,604	7,471	7,433	7,422	7,411

[ 歳 出 ]

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	2,500	2,398	2,310	2,238	2,166	2,094	2,012	1,929	1,847	1,765
扶 助 費	343	345	347	349	351	353	355	357	359	361
公 債 費	1,107	1,098	1,169	1,159	1,149	1,074	1,040	992	985	929
物 件 費	1,186	1,172	1,158	1,095	1,081	1,067	1,054	1,040	1,026	1,013
維 持 補 修 費	90	90	91	92	92	93	93	94	94	95
補 助 費 等	1,044	1,044	1,044	1,034	1,025	1,016	1,007	997	988	979
繰 出 金	765	768	770	773	775	778	781	783	786	789
積 立 金	1,450	103	0	0	0	0	0	110	206	352
投資・出資・貸付金	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
普通建設事業費	1,221	1,221	1,221	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
歳 出 合 計	9,615	8,348	8,219	8,069	7,769	7,604	7,471	7,433	7,422	7,411

※四捨五入の関係で合計が整合しないものがあります。